

第 1 2 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成22年 8月23日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、健康福祉局衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）に所属する職員（以下「本件職員」という。）が個人で取得したメールアドレス（以下「個人取得メールアドレス」という。）を公用で使用するに対する所属長の了承などについて分かるものの公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年 9月 6日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月10日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

該当文書は存在すべきものである。職員が個人で所有するパソコン（以下「個人所有電子計算機」という。）の職場での使用実態が分かる文書として、健康福祉局総務課調査統計係に所属する職員が「総務課における情報の保護及び管理の方法に関する定め」に基づき、個人所有電子計算機を執務室内で利用するために健康福祉局総務課長あてに提出した申請書及び健康福祉局生活福祉部医療福祉課に所属する職員が個人所有電子計算機を使用するための

許可簿を、健康福祉局から入手している。

また、個人の所有する電子計算機及び記録媒体の使用の特例を規定している名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市達第20号。以下「あんしん条例施行規程」という。）第51条は、行政の事務分野で市職員らの最小限の遵守事項を決めているにすぎない。市職員服務規定等と同様に考えるべきである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件職員が個人所有電子計算機を衛生研究所で使用することについて、健康福祉局衛生研究所長（以下「衛生研究所長」という。）が、あんしん条例施行規程第51条の規定に基づき、口頭で許可した際に併せて、本件職員が個人取得メールアドレスを使用することについても事実上許可したものである。

なお、職員が個人取得メールアドレスを公用で使用するに対する了承、許可等に関し、文書により行うことを義務付ける本市の条例、規則その他の規程は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、本件職員が個人取得メールアドレスを公用で使用するに対して、衛生研究所長が許可したことがわかる文書である。

(2) 執務場所における個人所有電子計算機の使用については、あんしん条例施行規程第51条において、職員が、スケジュール管理、メモ等の用途に使用する場合、職員が、専ら外部の情報を閲覧するために出版物等の代替物として使用する場合、その他やむを得ない事情がある場合に限り、課公所等の長の許可を受けて使用することができると規定されている。

しかし、同条で規定されている許可については、文書で行うことを要件として定めている条例、規則、その他の規程は存在しない。

また、個人取得メールアドレスの使用許可に関して定めている条例、規則、その他の規程は存在しない。

- (3) 当審査会の調査によると、衛生研究所において、個人所有電子計算機の使用許可については、本件公開請求時において文書によることを定めた規程は存在せず、個人取得メールアドレスの使用許可については、今後市のメールアドレスを利用するため規定する予定がないことを確認した。
- (4) したがって、本件公開請求時において、本件職員の個人所有電子計算機の使用許可について、文書による許可が必要とされていなかったことから、衛生研究所長は、本件職員の個人所有電子計算機の使用を口頭で許可したと認められる。
- (5) また、本件職員の個人所有電子計算機に設定されている本件職員の個人取得メールアドレスの使用許可については、特に規定自体がないものの、衛生研究所長は、本件職員の個人取得メールアドレスの使用を、当該個人所有電子計算機の使用許可と併せて、口頭で許可したと認められる。
- (6) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。
- (7) なお、平成23年 1月 4日付で、衛生研究所において個人所有電子計算機の使用許可に関する規程を作成し、運用を行っていることを確認した。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査会の要望

- (1) 電子計算機の使用許可については、あんしん条例施行規程に規定があるとはいえ、安易な利用は個人情報の漏えいなどが生じるおそれがある。業務上やむを得ない場合に限定するために、使用許可に関する規程を作成し、文書で許可を行うなど、適切に運用するよう要望する。
- (2) また、メールアドレスの使用許可については、公用の電子計算機において電子メールの利用が可能であり、一方で個人情報の漏えいなどの危険が高いことから、原則として公用のメールアドレスを利用すべきであると考ええる。
- (3) なお、本件公開請求の発端となったのは、衛生研究所から他部署へ送信された電子メールを当該部署で転送する際、以前業務の必要により取得し

た異議申立人のメールアドレスあてに、電子メールが誤送信されたことによるが、これは、業務終了後、保有し続ける必要がないにも関わらず、当該メールアドレスを消去せず、当該他部署の電子計算機に保存されていたことが原因となっている。名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第10条第3項に規定されているとおり、実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去し、個人情報を適切に管理するよう要望する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成22年 9月16日	諮問書の受理
9月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月21日	実施機関の弁明意見書を受理
10月27日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
11月 2日	異議申立人の反論意見書を受理
平成23年 5月11日 (第125回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
9月14日 (第129回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
10月12日 (第130回審査会)	調査審議
10月27日	答申